

ICT を活用した実証実験等の募集要項

1. 目的

本市は、少子高齢化・人口減少社会下での、まちづくりを取り巻く環境の変化に対応しながら、持続的、効果的な都市経営と市民サービスの向上を目指している。

そこで、本市と企業・団体が協力して、ICT 技術の活用に向けた実証実験を行うことにより、本市における市民サービスや行財政効率の向上を推進すると共に、企業・団体における ICT を活用した実証実験を推進し、地域経済の活性化や ICT 技術の活用による新たな価値の創出に貢献することを目的とする。

2. 募集概要

ICT を活用することで、迅速で効率的・効果的な市民サービスの提供や行財政効率の向上に資する、業務ツールや仕組み等について、本市と共同開発・共同作業を行う協力企業・団体を随時募集する。

3. 業務内容

本市においては、本市の保有するデータの提供（個人情報、その他データの提供が法令に抵触するものを除く）、その他協力事業者からの提案があった事項について実施し、協力事業者においては、市民サービスや行財政効率の向上に寄与する ICT（AI、IoT、ロボット等）を用いた業務ツールや仕組みの提供などを行うことにより、ICT（AI、IoT、ロボット等）を用いた業務ツールや仕組みの共同開発・共同作業を行う。

4. 業務期間

参加協力企業・団体と大津市との双方の協議により決定する。

5. 応募条件

次に掲げるすべての条件を満たすことができるものとする。

- (1) 上記 3. に記載した業務内容の実施が可能である企業・団体であること。
- (2) 活動にあたり必要となる経費は、応募する企業・団体が負担するものであること。

6. 応募資格

次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 大津市から指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (2) 市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされ

ている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（4）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

（5）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7. 事前相談

業務を円滑に実施することを目的として、応募に先立ち、参加協力企業・団体は、本市と業務内容や業務期間について事前に協議するものとする。

8. 応募方法

（1）提出書類

参加協力企業・団体は、7. 事前相談を受けた後、本募集要項を理解したうえで、次の書類を提出するものとする。

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 会社案内（パンフレット等）

エ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は任意様式とするが、次の各項目内容を記載すること。

- ・企画の全体像（どの分野に対し、どういった課題やニーズがあり、どのような ICT の活用を行うことで、どのような効果が生まれるのかイメージできるもの）
- ・具体的な提案内容
- ・企画を行うにあたっての進め方・まとめ方（どのような方法で進めていくかイメージできるもの）
- ・企画の実施体制
- ・市と提案者との役割分担
- ・スケジュール

（２） 提出方法

下記提出先に持参、郵送、電子申請、メールで提出すること。持参または郵送で提出する場合は、各 1 部提出することとし、電子申請またはメールで提出する場合は、電子データにて提出することとする。

（３） 提出先

〒520-0037 滋賀県大津市御陵町 3 番 4 号（大津市役所第 2 別館）

大津市政策調整部情報政策課 D X 推進室

電話 077-528-2727

メール otsu1024@city.otsu.lg.jp

電子申請については、以下の URL に接続の上、申請してください。

https://s-kantan.jp/city-otsu-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1289

9. 業務実施の決定

企画提案書をもとに、随時、本市に設置する「ICT 活用実証実験審査委員会」にて、「先進性」、「具体性」、「実現性」、「有効性」、「優先度」、「本市の負担」などについて書面審査を行い、業務の実施を決定する。

提案内容によっては、業務の実施不可、若しくは条件付実施となる場合がある。

10. 募集期間

募集期間は通年とするが、応募状況により変更する可能性がある。

11. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成 14 年 3 月 25 日条例第 4 号）の規定による請求の基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益

を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

1 2. 信用失墜行為の禁止

業務遂行に当たっては、本市の信用を失墜する行為を行ってはならない。

1 3. 秘密の保持

(1) 個人情報の保護

業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、個人情報の漏洩、滅失、き損、紛失、改ざんの防止、その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

業務遂行中に知り得た事項等については、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

(3) 目的外使用の禁止及び第三者への提供の禁止

業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外に利用し、本市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(4) 複写及び複製の禁止

業務において、本市から提供された個人情報が記録された資料等について、承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

1 4. 問い合わせ先

〒520-0037

滋賀県大津市御陵町3番4号

大津市政策調整部情報政策課DX推進室

電話 077-528-2727

メール otsu1024@city.otsu.lg.jp

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年7月16日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

